

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村名 (市町村コード)	本庄市 (112119)
地域名 (地域内農業集落名)	栗崎向田地区 (栗崎)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年6月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、農用地の約6割を占める畑地帯ではブロッコリー・ネギの作付けが主に行われ、約4割の水田では水稲・麦作が行われている。地区のほとんどは未整備かつ高低差の大きい地形であり、用排兼用の土水路である等の理由から用水不足のため各戸で井戸を掘り、水の手当てをしている状況である。また、地区内の道路についても狭小で、農耕用車や耕作機械のすれ違いもできず、営農に支障をきたしている。農地の利用集積は行われておらず、耕作地の分散による非効率な作業が行われている。近年は高齢化による離農が深刻な問題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区の水田は、高収益化を目指すため、汎用耕地化を図る。また、畑地は裏作を導入し、効率的な農業を行うため、基盤整備を行い、選定した担い手農家の集積を図り、継続的な農業を展開していく。新たな取り組みとして、周辺地区で盛んなトウモロコシ等に取り組みを展開し、畑作物の生産量の増加を図る。併せて、朝採りに取り組み、高付加価値化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。  
 保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を令和12年度までに実施する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域で定めた地域営農ビジョンを基本としつつ、行政やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を受け入れ、栽培技術の支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>特になし。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--